

〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

○後期高齢者医療広域連合負担金（03010401） 290,699 千円（266,637 千円） 予算書 P108

〔一財：290,699 千円〕

（目的及び期待する効果）

国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものにしていくため創設された高齢者医療制度の円滑な運営を図る。

（内容）

後期高齢者医療広域連合へ市町村から職員を派遣し、組織を運営維持していくための共通経費及び療養給付費の市町村負担分を広域連合へ納付する。

- ・ 共通経費負担金 14,883,327 円
- ・ 療養給付費負担金 275,814,679 円

○後期高齢者健康診査事業（03010402） 11,876 千円（9,199 千円） 予算書 P108

〔その他：7,013 千円 一財：4,863 千円〕

* その他積算根拠（単位：千円）

〔諸収入：後期高齢者健康診査受託料 7,013 千円〕

（目的及び期待する効果）

被保険者を対象にした健康診査の実施及び人間・脳ドック検診の費用を助成することにより、疾病の早期発見や予防に重点をおいた健康状態の確認を促すことで、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の抑制を図る。また、受診率向上のため、平成 23 年度から開始した集団健診の無料化及び医療機関での個別健診を継続し、利便性の向上と受診機会の拡大を図るとともに、将来的な医療費の抑制を図る。

（内容）

・ 健康診査

地区公民館等において実施する集団健診と、医療機関で行う個別健診を実施する。
データの管理を行い被保険者の健康管理の参考とする。

集団健診 7,711 円 × 1,070 人

個別健診 10,947 円 × 90 人

・ 人間・脳ドック検診助成

指定医療機関（7 施設）において実施する。

人間ドック 15,800 円 × 90 人

脳ドック 26,300 円 × 33 人

○医療費助成事業（03010602） 310,875 千円（311,057 千円） 予算書 P110

〔国・県：144,333 千円 その他：19,802 千円 一財：146,740 千円〕

* 国・県積算根拠（単位：千円）

〔県補：医療福祉費補助金（医療費）（301,340,000 円－19,802,000 円（高額療養費等返納金）
×50%=140,769 千円〕

〔県補：医療福祉費補助金（事務費） 7,128,000 円×50%=3,564 千円〕

* その他積算根拠（単位：千円）

〔諸収入：高額療養費返納金 19,800 千円〕

〔諸収入：第三者行為返納金 1 千円〕

〔諸収入：一部負担金返納金 1 千円〕

（目的及び期待する効果）

医療福祉費支給制度は、小児、妊産婦、ひとり親家庭及び重度障がい者に対して、医療費の一部を県と市が 2 分の 1 ずつ負担し、医療費を助成する。

これにより、必要な医療を容易に受診できるようにし、健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図り、生活の安定と福祉の向上に寄与する。

(内容)

疾病や負傷等に要する診療・調剤費、柔道整復師の施術及び治療用補装具等に対する医療費を助成する。

扶助費	・妊産婦医療費	20,060,000円	(対象者数 340人)
	・小児医療費(0歳～小3まで)	95,680,000円	(" 4,160人)
	・母子家庭医療費	32,640,000円	(" 960人)
	・父子家庭医療費	2,700,000円	(" 100人)
	・重度障がい者医療費	88,160,000円	(" 380人)
	・高齢重度障がい者医療費	62,100,000円	(" 450人)
	・第三者行為等	2,000円	

○すこやか医療費助成事業(03010603) 127,669千円(121,724千円) 予算書P111

[その他:200千円 一財:127,469千円]

*その他積算根拠(単位:千円)

[諸収入:高額療養費返納金 200千円]

(目的及び期待する効果)

医療福祉費支給制度を所得制限等により利用できない小児・児童(小学3年生まで)、妊産婦及び制度の対象となっていない小学4年生から中学3年生までの児童に対して、市が単独で医療費を助成する。

これにより、義務教育課程終了までのすべての児童に対し必要な医療を容易に受診できるようにし、すこやかな成長に寄与する。

(内容)

疾病や負傷等に要する診療・調剤費、柔道整復師の施術及び治療用補装具等に対する医療費を助成する。

扶助費	・妊産婦医療費(注1)	8,668,000円	(対象者数 440人)
	・小児医療費(0歳～小3まで)(注1)	52,140,000円	(" 2,370人)
	・小児医療費(小4～中3まで)	60,300,000円	(" 4,020人)

(注1) 医療福祉費支給制度を所得制限等により利用できない対象者分

○国民年金事務(03010701) 1,684千円(1,413千円) 予算書P112

[国・県:1,684千円]

*国・県積算根拠(単位:千円)

[国委:拠出年金事務費交付金 1,684千円]

(目的及び期待する効果)

国民年金は、すべての国民を対象として、高齢、障がい又は死亡により国民生活の安定が損なわれる事を共同連帯により防止し必要な給付を行うことを目的としている。

市は、日本年金機構から委任を受けた業務として、届出・請求等の受付とともに、国民年金制度に対する理解と周知を図り、健全な市民生活の維持向上に寄与する。

(内容)

国民年金被保険者の各種届出、免除・若年者猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付を行い、迅速に進達し、年金事務所と連携協力しながら年金の受給権の確保を行う。

また、平成26年度から公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等を目的に、保険料免除等の取扱いが変更されるため、将来、無年金となることを防ぎ、市民生活の安定を図る上でも関係機関との連携を密にし、市民への制度周知及び窓口相談業務の充実を図る。